

# 小千谷地域防火管理協会会則

## 第1章 総則

### (名称及び組織)

第1条 この会は、小千谷地域防火管理協会（以下「本会」という。）と称し、小千谷市及び長岡市川口地域に存する事業所の関係者をもって組織する。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第2条 本会は、消防機関と会員相互の連絡協調を図るとともに、火災予防に関する法令の周知及び防火思想並びに防災知識の普及徹底に努めることにより、災害を未然に防止し、もって地域の産業の発展及び公共の福祉に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 消防機関と自衛消防隊との連携に関すること。
- (2) 関係法令等の周知徹底に関すること。
- (3) 防火思想の普及高揚に関すること。
- (4) 火災原因等防火情報の交換に関すること。
- (5) 消防訓練及び講習に関すること。
- (6) 防火管理者の教育に関すること。
- (7) 消防計画の研究に関すること。
- (8) 消防功労者の表彰に関すること。
- (9) その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (会員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

#### (1) 普通会员

消防法第8条及び同法施行令第1条の2に基づき防火管理者を定めて防火管理業務を実施しなければならない事業所の権原者

#### (2) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会した事業所の権原者

### (入会及び退会)

第5条 入会の申込みは、様式第1に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。

2 本会を退会しようとする時は、会長に申し出なければならない。

## 第4章 役員及び事務局等

### (役員)

第6条 本会に次の役員をおき、役員会を構成する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 会計 1名

2 役員は名誉職とする。ただし、費用弁償を受けることができる。

### (役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事、監事及び会計は、総会において会員の中から選出する。

### (役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の事業等に関する重要事項を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計経理を監査する。
- (5) 会計は、本会の会計を処理する。

### (役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員補充による役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

### (顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の要請により会議に出席し、本会の事業及び運営について意見を述べるることができる。
- 4 顧問の仕事は、前条の規定に準ずるものとする。

### (事務局)

第11条 本会の事務局を小千谷市消防本部内に置く。

## 第5章 会議

### (会議の種類等)

第12条 会議は、総会及び役員会とし、会長が招集し議長となる。

- 2 総会は、毎年1回開催する。
- 3 役員会は、必要に応じて開催する。

( 会議の成立 )

- 第 1 3 条 総会は、委任状を含め、会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。  
2 役員会は、委任状を含め、役員 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

( 会議の議決 )

- 第 1 4 条 会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 2 総会は、次のことを議決する。
- (1) 予算及び決算の承認に関する事。
  - (2) 事業計画に関する事。
  - (3) 会則等の改正に関する事。
  - (4) 会費に関する事。
  - (5) 役員を選出に関する事。
  - (6) その他、会長が必要と認めた事項
- 3 役員会は、次のことを議決する。
- (1) 総会に提出する議案に関する事。
  - (2) 事業計画の樹立に関する事。
  - (3) 表彰に関する事。
  - (4) 本会に関する重要緊急案件
  - (5) その他、会長が必要と認めた事項

## 第 6 章 会 計

( 会の経費 )

- 第 1 5 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

( 会費 )

- 第 1 6 条 本会の会費の額及び納入方法等については、規則でこれを定める。
- 2 会員は、定められた会費を期日までに納入しなければならない。
- 3 年度途中での入会については、次年度より会費を納めるものとする。

( 会計年度 )

- 第 1 7 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 7 章 表 彰

( 表彰 )

- 第 1 8 条 本会は、防火管理について他の模範となる事業所及び個人等を表彰する。
- 2 前項の表彰については、規則でこれを定める。

## 第 8 章 その他

( 帳簿等 )

第 1 9 条 本会の維持運営のため、事務局に次の簿冊を備えつけるものとする。

- (1) 会則及び規則
- (2) 会員及び役員名簿
- (3) 金銭出納簿
- (4) 会費徴収簿
- (5) 基金台帳
- (6) 備品台帳
- (7) 会議録
- (8) その他必要と認める書類

附 則

この会則は、昭和 4 0 年 7 月 1 2 日より施行する。

附 則

この会則は、昭和 4 8 年 4 月 3 日より施行する。

附 則

この会則は、昭和 5 5 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、昭和 6 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成元年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 1 2 年 4 月 1 1 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 1 7 年 4 月 2 2 日より施行する。

附 則

この会則は、平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この会則は、平成 2 2 年 4 月 3 0 日より施行し、平成 2 2 年 3 月 3 1 日から適用する。

様式第 1 ( 第 5 条関係 )

年 月 日

小千谷地域防火管理協会長 様

事業所名

代表者氏名

小千谷地域防火管理協会入会申込書

防火管理協会の趣旨に賛同し、入会いたします。

## 小千谷地域防火管理協会規則

### (目的)

第1条 この規則は、小千谷地域防火管理協会会則（以下「会則」という。）第16条及び第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 特定事業所 管内に10以上の支所及び施設等を保有する事業所

(2) 一般事業所 特定事業所を除くすべての事業所

### (会費)

第3条 会則第16条の会費の額等については、別表第1に定めるとおりとする。

### (表彰)

第4条 会則第18条の表彰については、次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 防火管理者として消防法第8条の趣旨を徹底し、その状況が他の模範となる者。

(2) 事業所に5年以上勤務する者で、防火活動が他の模範となる者。

(3) 消防用設備等防災設備の維持管理及び防災訓練の内容等が優秀で、他の模範となる事業所。

(4) 住宅防火モデル地区に指定され、1年間無火災の地区

2 表彰の審査は、役員会において行い、会長の承認を得る。

3 表彰の時期は、総会開催日に行い、特別な事情がある時はその都度行う。

4 第1項によって表彰されるものには表彰状と記念品を贈呈する。

### 附 則

この規則は、昭和42年3月18日より施行する。

### 附 則

この規則は、昭和55年4月1日より施行する。

### 附 則

この規則は、平成12年4月11日より施行する。

### 附 則

この規則は、平成20年4月1日より施行する。

### 附 則

この規則は、平成22年4月30日より施行し、平成22年3月31日から適用する。

## 別表第 1

### 1. 会費の計算方法

- (1) 会費は、一般事業所及び特定事業所とも 事業所割と 収容人員割の合計とする。
- (2) 収容人員は、消防法施行規則第 1 条の 3 に規定する算定方法により算出した数とする。

#### 〔一般事業所〕

事業所割	一律	3,000円
収容人員割		
50人未満		0円
50人以上100人まで		2,000円
101人以上200人まで		3,000円
201人以上300人まで		4,000円
301人以上500人まで		5,000円
501人以上1,000人まで		10,000円
1,001人以上		15,000円

#### 〔特定事業所〕

事業所割		
一事業所で 10施設以上30施設未満		10,000円
一事業所で 30施設以上		40,000円
収容人員割		
10施設以上で2,000人未満		30,000円
10施設以上で2,000人以上		50,000円
30施設以上で2,000人以上		100,000円

### 2. 会費の納入方法

- (1) 会費は、毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に、下記の方法で納めるものとする。
- (ア) 銀行振込
- (イ) 直接持参
- (ウ) 銀行振替